住所　神戸市垂水区狩口台７丁目７番25号
貝幸子　昭和47年７月10日生
貝三枝子　昭和49年７月16日生
貝景子　昭和52年11月21日生
住所　神戸市須磨区白川台３丁目65番地17
金祥五　昭和20年10月３日生
夫千代子　昭和20年４月14日生
金眞由美　昭和51年10月８日生
住所　兵庫県洲本市宇山３丁目２番10号
金妤寛　昭和48年２月５日生
住所　神戸市灘区篠原南町７丁目４番８号
李昭秀　昭和37年３月10日生
住所　神戸市長田区戸崎通２丁目８番４号
林光子　昭和21年６月16日生
林育子　昭和50年７月11日生
住所　神戸市須磨区常盤町２丁目４番７号
林仁保　昭和49年１月３日生
住所　京都市伏見区羽束師菱川町661番地26
吳秀基　昭和46年２月15日生

○外務省告示第四百七十六号

オバマ・アメリカ合衆国大統領の神奈川県鎌倉市訪問に際し、国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

平成二十二年十一月十二日

外務大臣　前原　誠司

一．高徳院周辺地域

地域	期間
神奈川県鎌倉市	平成二十二年十一月十四日午後〇時から同日午後五時まで
坂ノ下（鎌倉市道〇一〇―〇〇〇号線「通称星の井通」から北側部分に限る。） 笹目町 佐助一丁目（鎌倉市道〇二七―〇〇〇号線「通称市役所通」から南側部分及び鎌倉市道〇三一―〇〇〇号線から西側部分に限る。） 長谷一丁目 長谷二丁目 長谷三丁目 長谷四丁目 長谷五丁目（鎌倉市道〇二七―〇〇〇号線「通称市役所通」から南側部分に限る。） 由比ガ浜三丁目（鎌倉市道〇二二―〇一八号線及び鎌倉市道〇二二―〇二八号線から西側部分に限る。）	

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。	

○農林水産省告示第千八百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十一月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市山久保一四八九の二・一四九〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十一月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県四万十市西土佐橘字名尻山一一七〇の八から一一七〇の一〇まで・一一七〇の一五・字大川平山一一七一の八・一一七一の一〇（以上六筆国有林）、一一七一の七
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千八百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十一月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県美作市入田字古家ノ谷口八六の三
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千八百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十一月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　兵庫県篠山市栗柄字杉ヶ谷一九七の二七（国有林。次の図に示す部分に限る。）、一九六の四六（次の図に示す部分に限る。）、一九六の四七
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　公共施設用地及び道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県庁及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十一月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県南宇和郡愛南町柏一一一四（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　林道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面は愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十一月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡久万高原町西谷字中久保七八二八の二（国有林）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十一月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡久万高原町日野浦七七六の二（国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○国土交通省告示第千三百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可及び承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規程に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年十一月十二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　施行者の名称　千葉県及び独立行政法人都市再生機構
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十三年建設省告示第二百四十号印西都市計画事業新住宅市街地開発事業千葉北部地区新住宅市街地開発事業
三　事業施行期間　自昭和四十四年五月十三日至平成二十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○国土交通省告示第千三百二十四号

運輸審議会作名表に登載された。

平成二十二年十一月十二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

事案番号	事案の種類	申請者	事案の内容
平22第9037号	混雑空港運航許可	天草エアライン株式会社	申請混雑空港 大阪国際空港